

令和5年5月11日

皆野小学校 保護者 様

皆野町立皆野小学校長

5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症に係る対応について（通知）

日頃より保護者の皆様には、本校の教育活動について御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に移行されたことに伴い、国や県の方針を踏まえ、本校では下記のとおり対応いたします。

つきましては、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 出席停止の対象者とその期間について

- (1) お子さんの陽性が判明した場合は、出席停止となります。
- (2) 陽性者（有症状の者）の出席停止期間は「発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。
- (3) お子さんに発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられ、医師等により登校を控えるよう指示された場合は、出席停止となります。
- (4) 学級あるいは学校内に陽性者が確認された場合等において、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、感染が不安で休ませたいと相談のあった場合に、合理的な理由があると判断する場合は、出席停止となります。

2 濃厚接触者及び濃厚接触者相当の者の取扱いについて

- (1) 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないうこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われないうことを踏まえ、学校において濃厚接触者相当の児童の特定を行う必要はなくなりました。
- (2) 同居している家族が陽性となった場合や、学校で陽性者と接触があった場合でも、お子さんに感染が確認されていなければ、直ちに出席停止の対象とはなりません。

3 マスクの着用について

- (1) 学校教育活動においては、児童及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。（マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。）
- (2) 熱中症のリスクを踏まえ、体育の授業やクラブ活動中、登下校時など場面に応じてマスクを外すよう声かけを行います。
- (3) 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童に対してマスクの着用を推奨します。
- (4) 感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童もいたりすることなどから、そのような児童にマスクの着脱を強いることのないように配慮します。

4 その他

- (1) 「朝の会」の健康観察により、児童の健康状態を継続的に把握します。「健康チェックシート」による毎日の体温チェック・提出等は不要です。
- (2) 学校において感染が拡大、または拡大するおそれがある状況が生じるなど感染流行時等には、一時的に活動場面に応じた感染対策を検討・実施します。